

育児休業取得状況等報告書

【企業担当者記載欄】

1 企業名	株式会社 庭善造園
2 貴社の取組状況について	
(1) 男性の育児休業取得促進に取り組むきっかけ・背景	少子高齢化の中、従業員の平均年齢も高くなり、今後若い従業員の定着が喫緊の課題であり、そのためには魅力ある職場づくりが必須と考えるもの。
(2) 男性の育児休業取得促進にかかるこれまでの取組	令和3年10月に、当社初の育児休業取得実績があり、これを契機に制度のPRをしています。
(3) 取得促進にあたっての課題とその解決策、工夫した点	休業期間中の業務につき、会社は勿論、取得者本人も非常に心配しています。その点につき、業務のことは心配せず、安心して休んでもらうようにしました。
(4) 取得者がいる職場の業務継続のために取り組んだこと	他の従業員の理解を求め、休業期間中の業務を分担する体制を整備しました。
(5) 定着に向けて、更に取り組んでいることがあれば教えてください	従来は、入社1年未満の従業員からの育児休業の申し出は拒むことができるとしていましたが、これを2か月未満にしました。

【対象従業員記載欄】

1 育休取得期間	通算28日間
2 育児休業の取得について	
(1) 育児休業を取得したきっかけ	出産前後の環境の変化にスムーズに対応するため。 育児のサポートによる負担が大きい時期に案件が多いときに休んでほしいと相談して頂いた。
(2) 育児休業を取得して良かったこと	育児の大変さを身を持て理解出来た事でパートナーへの理解もつきました。 仕事に対するものがあまり育児には休みがないのに仕事の両立が理解難易。
(3) 育児休業の取得にあたり、円滑に業務を引き継ぐ上で工夫した点	早め早めの案件を取りたい意思を伝え、 会社に理解のもうかる事をこころがけた。
(4) 育児休業の取得経験を通して業務に生かしていること	気弱い性格から負荷のかけたバランスがより一層理解して頂いた。
(5) これから育児休業の取得を検討している方へのアドバイス	仕事も大変だが育児も大変なのでまずは限りパートナーの負担を減らすためもオススメしたい。

(注意事項)

支給要綱第3条第1項第12号に基づき、本書への記載事項を県のWebサイトに掲載します。なお、掲載に当たっては、その内容を事前に確認します。